

# 政策課題討議

## 課題用紙

### 注意事項

1. 政策課題討議試験は、第一部と第二部に分かれています。第一部は課題に対する意見をまとめ、個別発表及び討議用のレジюмеを作成し、第二部は作成されたレジюмеを基に個別発表及び討議を行います。
2. 課題は**1題**、レジюме作成時間は正味**20分**です。
3. レジюмеの作成について
  - (ア) レジюме作成用紙は**1枚（片面）**です。裏側は使用しないでください。
  - (イ) レジюмеはコピーを取って、グループ内の各メンバー及び各試験官に配付しますので、レジюме作成用紙の枠内に濃くはっきりと内容が分かるように書いてください。
  - (ウ) 分かりやすく簡潔に作成してください。形式は自由です。箇条書きであっても、図や表を用いても構いません。
4. この課題用紙は、本試験種目終了後に回収します。
5. 下欄に受験番号及び氏名を記入してください。

受験番号	氏名
------	----

指示があるまで中を開いてはいけません。

## 討議課題

食品衛生の行政は、長い歴史と最新の動向の両方に向き合っていく必要がある領域です。

例えば、半世紀以上前、食品に起因して、森永ヒ素ミルク中毒事件やカネミ油症事件が起き、社会問題となりました。今は、知らない人も多くなっていますが、製造事業者、そして行政によって、被害者の方々に対する医療費の支払い、健康相談、健康状況の調査などが行われています。公害事件と同様、事件への取組みが続いています。

また、この半世紀の科学技術の進歩と歩調を合わせて食品分野にも著しい変化がありました。最新の動向に目を向けると、生命科学分野での研究が進み、先端技術を食品製造へ応用していく動きがあります。食品は、国民の生活にとって基本的なものであり、そして我が国の経済成長の牽引役となることも期待されていると言えます。このような期待がある一方で、新たに研究開発される食品に対しては、人の生命・健康に危害が生じるのではないかとの国民の懸念や不安もあります。そこで、このような懸念や不安にも、食品衛生行政は目を向けて舵取りしていくこととなります。

さて、このような食品についての研究開発の取組みを自由に認めていくべき、更に食品生産や加工の取組みを自由に認めていくべきといった意見と、生命・健康危害の発生につながるものが科学的に明らかでなくても国民の懸念や不安に対応して規制すべきとする意見があります。

このような意見について、どう考えるか、またその理由について個別発表及び討議用のレジュメを作成してください。

(注) 食品衛生法には、有毒・有害な物質が含有・付着している食品に対して規制できる規定がありますが、昭和 47 年に法律が改正され、有毒・有害な物質が含有・付着していると客観的に疑われる場合にも規制できるとされました(現 6 条)。